

11月は「児童虐待防止推進月間」です

本来、こどもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、こどもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を「児童虐待」と言います。

こどもの人格や能力を尊重しながら社会性を育むことを「しつけ」と言います。

児童虐待4つの分類

身体的虐待

なぐる、ける、たたく、おとす、家の外にしめ出す、体をはげしくゆさぶる、やけどを負わせる、首をしめる、おぼれさせる など

ネグレクト 保護の怠慢

家に残したまま外出する、食事を与えない、衣服や家庭内がひどく汚れている、病気やケガをしても病院に受診させない など

心理的虐待

父母がこどもの目の前でけんかをする、言葉によるおどし、きつい言葉ではなす、他のきょうだいと差別する、ムシをする など

性的虐待

こどもへの性的強要、性器や性的行為を見せる、性器をさわる・さわらせる、はだかの写真をとる など

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
内線278



しつけだと思っていても、
こどもに耐えがたい苦痛を感じさせる行為は虐待であり、あつてはなりません。

おかしいと感じたときは、迷わず連絡ください
匿名で行うことも可能です
通告した方を相手に伝えることも
責任を問われることもありません

あなたの勇気ある行動が
こどもの生命や権利を守ることにつながります

- こども家庭センター
子育て支援課内 ☎ (31) 9921
保健センター内 ☎ (31) 0066
ココティすぎと内 ☎ (32) 5707
- 教育委員会 ☎ (33) 1111
- 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189
- 越谷児童相談所 ☎048 (975) 4152
- 埼玉県虐待通報ダイヤル #7171
- 杉戸警察署 ☎ (33) 0110

こどもにもたらす影響

身体障がいが残る、栄養失調や愛情不足による発育不良、知的発達の遅れ、人間関係がうまく築けない、自分自身を傷つける、攻撃的・衝動的な行動をする

ヤングケアラーをご存知ですか？

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当 内線278

■ヤングケアラーとは？

本来、大人が担うような家族のケア（家事、介護、きょうだいの世話など）を日常的に行っている18歳未満のこどもを『ヤングケアラー』といいます。

例えば…

- ・障がいや病気のある家族の代わりに家事（買い物、料理、掃除、洗濯など）をしている。
- ・障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・家計を支えるために働いて、障がいや病気のある家族を助けている。

■ケアによる影響について

家族をケアすることで生まれる素晴らしい価値がある一方、適切な支援がなく、多くの負担・責任がこどもの学業・友人関係・生活・健康など、その後の人生に影響が出ることがあります。

■地域での関わりについて

ヤングケアラーは自身がケアラーであるという自覚がないなどの理由で、自ら誰かに相談することが難しい状態です。そのため、ヤングケアラーという存在を認知し、一人で悩みを抱え、孤独になりがちなヤングケアラーに周囲の人が気づき、寄り添うことが大切です。ご近所や学校など、こどもに困っている様子がみられたら、まずはこどもの「話」を聞いてみてください。

■支援に関する相談窓口

もし悩みを抱えるこどもたちがいたら、ぜひ、ご相談ください。
杉戸町こども家庭センター（子育て支援課内）☎ (31) 9921 （保健センター内）☎ (31) 0066
（杉戸町コミュニティセンター内）☎ (32) 5707
杉戸町教育委員会 ☎ (33) 1111



11月は「いじめ撲滅強調月間」です

問合せ 埼玉県 県民生活部 青少年課
☎048 (830) 2907



いじめられたこどもには心身に深刻な被害が生じることがあります。

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

●彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談 （県立総合教育センター）

・毎日24時間対応

18歳以下の子ども用（無料）
#7300または☎0120 (86) 3192

保護者用 ☎048 (556) 0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の確認・返信は、平日の9時～17時に行います。



●埼玉県警察少年サポートセンター

・月～金（祝日・年末年始を除く）
8時30分～16時15分 ※面接は要予約

少年用 ☎048 (861) 1152

保護者用 ☎048 (865) 4152

●子どもスマイルネット

・毎日（祝日・年末年始を除く）
10時30分～18時 ☎048 (822) 7007



●こどもの人権110番（さいたま地方法務局）

・平日（年末年始を除く）
8時30分～17時15分

無料 ☎0120 (007) 110 こどもの人権SOS-eメール



●こころの健康相談統一ダイヤル

・毎日24時間対応 ☎0570 (064) 556

●いじめ通報窓口（県教育委員会）

※「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、返信は行いません。
※通報された情報は学校に提供します。
学校は送信者がわからないように調査・対応します。



●特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン

・毎日16時～21時

18歳以下の子ども用（無料）

☎0120 (99) 7777

・オンラインチャット



●埼玉県SNS相談

こころのサポート@埼玉

・毎日 19時～23時
受付は終了30分前まで



●埼玉県こころの電話（県立精神保健福祉センター）

・平日（祝日・年末年始を除く） 9時～17時
☎048 (723) 1447

●社会福祉法人 埼玉いのちの電話

・毎日24時間対応 ☎048 (645) 4343
・毎日16時～21時（毎月10日を除く）
☎0120 (783) 556
・毎日10時～22時 ☎0570 (783) 556
・インターネット相談 ホームページから



埼玉県思いやり駐車場制度をご存知ですか？

問合せ 埼玉県 福祉政策課 ☎048 (830) 3223

埼玉県思いやり駐車場制度とは、障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。令和5年11月から始まり、今年で2年を迎えます。

令和7年4月からは、多胎妊産婦の方の利用証の有効期間を延長しました。多胎妊産婦の方で、産後3年未満の方は、ぜひ申請ください。



詳しくはこちら
（県ホームページ）

アイドリング・ストップを心がけましょう！

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

埼玉県生活環境保全条例により、自動車等の駐停車中のアイドリング・ストップが義務付けられています。買い物などに出かけて駐車するとき、車中で休憩するときなどは、アイドリング・ストップを心がけましょう。

アイドリング・ストップの効果

- ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質による大気汚染の防止
- ・二酸化炭素による地球温暖化の防止
- ・騒音、悪臭の削減

